

家賃等債務保証料助成・残存家財整理費用等の保険料助成の利用促進について

1 前回協議会での意見

- ・ 家賃等債務保証料助成、残存家財整理費用等の保険料助成について、不動産店で説明を受けたことは全くない。
- ・ 説明がされないのは、不動産店で助成制度のことは分かっているが、その手続き上の手間にあるかもしれない。
- ・ 更なる周知に加え、手続きの簡略化により誰もが使いやすい制度にしていく必要がある。

2 前回協議会での住宅課長の回答

- ・ 住宅相談員及び住み替え促進協力店説明会を年 1 回開催しており、そこで実際の運用について不動産団体とともに検討して、不動産店舗で助成制度がしっかりご案内できるように整備していきたい。

3 その後の取組、検討内容等

(1) 住宅相談員及び住み替え促進協力店説明会での仮申込書による助成手続徹底の依頼

令和 5 年 11 月 14 日に住宅相談員及び住み替え促進協力店説明会を開催し、協力店で保証委託契約又は残存家財整理費用等の保険契約を結んだ方に助成制度のチラシ（資料 4-2）を使って助成制度を案内し、助成要件をクリアしているときは、チラシの裏面の仮申込書に記入の上、住宅課に FAX で送るよう依頼した。

店頭での説明を最小限にできるようチラシの記載内容は基本的事項にとどめ、速やかに住宅課につないでもらうようにした。その後、住宅課で入居者に詳しい説明と申請書を送付することとしている。令和 2 年度から行っている仕組みではあるが、改めて周知したところ、説明会後に 3 件の仮申込があった。

(2) 申請書や提出書類の簡略化

申請書の記載や提出書類は必要最低限にとどめるよう見直すことで、申請者や不動産店の負担を軽減する。

(3) 助成制度の周知方法の再検討（利用者等への普及啓発の強化）

- ・ 広報新宿への掲載
- ・ 住み替え促進協力店へ個別訪問し、制度概要を説明することをおして、不動産店での案内及び仮申込書の作成・送付を依頼する。
- ・ 庁内関連部署への再周知（生活保護のケースワーカー等に対して、転居時の本制度利用を促す）

(4) 助成制度のあり方の調査及び検討

これまで本助成制度の利用件数が伸びないことから、令和 6 年度中に他自治体（主に 23 区）等の助成制度のあり方を調査し、今後の本制度の見直しを図る。